

社会福祉法人生活・文化研究所

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生活・文化研究所(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事)及び評議員の報酬並びに費用弁償等について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 当法人の役員及び評議員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が理事長の指示又は理事会の委任を受け、以下の業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、法人の職員を兼務する役員にはこの規程は適用しない。

内 容	支給金額
理事会及び評議員会、その他の会議等に出席した場合の費用弁償	1回2,000円
監事が、監査を実施した場合の費用弁償	1回3,000円
法人業務のため出張する場合の費用弁償	旅費規定に基づく

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。